

職勞第一八八号

昭和二十四年十二月五日

日本国有鉄道総裁 加賀山 之雄

運輸大臣 大屋 晋三 殿

公共企業體仲裁委員会裁定について

昭和二十四年十一月三十日国鉄勞働組合申請にかかる賃金ベース改訂の問題に關し、十二月二日公共企業體仲裁委員会から別紙の裁定を受けた。日本国有鉄道は、公共企業體勞働關係法第三十五條に基き本裁定に服従しなければならぬ。よつて日本国有鉄道は十二月五日以降裁定に基き、その指示する給與の支給方法につき組合ととの協議を開始する。しかしながら日本国有鉄道現在の財政に於いて裁定の指示する四十五億圓のうち、予算上並びに資金上可能なる支出は、石炭節約その他あらゆる努力をするもその一部にとどまる。これについても費目の流用等につき政府の全面的な御協力を得なければならぬ。

ればならない。残余については、公共企業體勞働關係法第三十五條並びに第十六條により政府並びに国会の所定の手続を仰かざるを得ない。

本裁定は、公共企業體勞働關係法施行後最初の裁定であり、同法の精神が一方において公共の福祉のために公共企業體職員の争議を禁止すると共に他方調停、仲裁により職員の勞働條件に關する苦情又は紛争の友好的且つ平和的なる調整を図ることにあることにかんがみ、又行政整理以後国有鉄道職員が新たな勞働意欲の下で国有鉄道の復興に努力しつつある事情を諒察せられ、政府が本裁定の実現に特段の御配慮あらんことを切望する次第である。おつて、財源その他については、別に案を提出する。

二四三—二四七 八八七千円
一八二億
一八二億
二四七—二四二 今までの時間プラス十時間とすれば(一億二千万) 三四億円

裁定

當事者

東京都十代田区丸の内一丁目一番地 日本國有鐵道内

國鐵労働組合

石代表和中央執行委員長 加藤 閣 男

同都同区一丁目一番地

日本國有鐵道

右代表者總裁

加賀山之雄

本委員會は、右當事者間の「賃金ベース」の改訂及び年末賞與金の支給その他に
關する紛争に付、次の通り裁定する。

記

- 一、賃金ベースの改訂はさしあたり行わないが、少くとも經理上の都合により職
員が受けた待遇の切下げは、是正されなければならない。
- 二、前項の主旨により本年度に於ては、公社は総額四十五億円を支拂うものとす

七月より八月の間に

十億の三十億円の十二月中に支給し、一月以降は賃金ベース改訂のあるまで、
毎月の賃金を支給する。

- 三、この配分方法は兩當事者に於て十二月中に協議決定するものとする。
組合の要求する年末賞與金は認められないが、公社の企業体たる精神に鑑み、
新たに業績による賞與制度を設け、豫算以上の収入、又は節約が行われ、それ
が職員の能率の増進によると認められる場合には、その額の相當部分を、職員
に併具して支給しなればならない。
- 四、本裁定の解釈又はその実施に關し當事者間に意見の一致を見ないときは本委
員會の指示によつて決定するものとする。

昭和二十四年十二月二日

公共企業体仲裁委員會

委員長 末弘 嚴太郎

委員 今井 一 男

同 坂本 録 三